

江南市認可保育所（（仮称）あずま・中央統合保育園）整備・運営事業者募集に係る公募要項（案）

1 公募の背景と趣旨

江南市（以下「市」という。）では、老朽化した公共施設の改修や更新、維持管理やそれらに要する財源不足、多様化する市民ニーズに対応するため、平成 27 年度（2015 年度）に公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化を実施していくため、「江南市公共施設等総合管理計画」を、平成 29 年度（2017 年度）に公共施設の長期的な視点に立った計画的かつ効果的な再配置を実現させるため、「江南市公共施設再配置計画」を策定し、公共施設マネジメントの推進に取り組んでいます。

また、公共施設再配置計画では、保育所の対応方策について、老朽化した保育所は、他の施設と統合・複合化しながら、保育サービスの充実や送迎のための自家用車の駐車スペース確保など、新たなニーズへの対策を図ることとしており、この対応方策をより具体化し、着実に実施するための指針となる「江南市保育所等の配置に関する基本方針」を定めました。この方針に基づき、既存の市立あずま保育園と中央保育園の 2 園を統合し、民営化することとし、その整備及び運営主体となる民間事業者を次のとおり募集します。

2 保育所の整備及び運営に係る基本事項

(1) 施設種別

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定に基づき、愛知県知事の認可を受けて設置する「保育所」とします。ただし、(5)定員及び実施事業に示す定員（入所児童数）に関する条件を満たす場合に限り、「認定こども園」とすることも可とします。

(2) 統合・民営化対象施設

以下の 2 園を統合することとし、民間事業者が新施設を整備・運営します。

施設名	所在地
江南市立あずま保育園	愛知県江南市宮後町出屋敷 46 番地
江南市立中央保育園	愛知県江南市赤童子町南山 33 番地

(3) 新施設の名称

事業者募集時においては「あずま・中央統合保育園」と称することとし、正式名称は後日協議の上決定します。

(4) 整備予定地【資料 1-1、1-2】

所在地	地積	区域区分
江南市石枕町神明 82 番ほか (旧江南市立図書館跡地)	所有地： 約 4,000 m ² 借地： 626.00 m ²	市街化調整区域

※旧図書館は令和 6 年度解体予定

(5) 定員及び実施事業【資料 2・3】

定員（入所児童数）	統合・民営化対象施設の児童数（令和 7 年度末）を受入可能な定員とします。
実施事業 (通常保育以外)	・延長保育 ・特別支援（障害児）保育 ・一時保育

(6)開園までのスケジュール

①開園予定日

令和 8 年 4 月 1 日

②年次計画

詳細は、選考により選定された事業者（以下「選定事業者」という。）と市との協議により決定します。

年度	市	選定事業者
R5	<ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年 6 月 公募開始 (提出期限：9 月) 10 月～ 事業者選定委員会 12 月 事業者決定 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者決定後 保護者等説明会 令和 6 年 1 月頃～ 設計
R6	<ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年度当初～11 月頃 旧図書館解体工事 	<ul style="list-style-type: none"> 設計完了後 保護者等説明会 令和 6 年 12 月頃～ 建設工事 (開発・建築等に係る手続を含む)
R7	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月頃 引継・合同保育 10 月 入園申込開始 	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月頃 引継・合同保育 9 月～ 認可手続
R8		<ul style="list-style-type: none"> 令和 8 年 4 月 開園

(7)施設整備等に関する条件

①土地について 【資料 1-1、1-2】

- ・土地の所在：江南市石枕町 82 番地の一部ほか
- ・敷地面積：所有地：約 4,000 m²（園舎、園庭その他用地）
借地：626.00 m²（駐車場用地）
- ・市所有地は、使用貸借契約により 10 年間無償貸与します。選定事業者が社会福祉法人以外の場合は、議会の議決が必要となります（江南市議会令和 6 年 9 月定例会予定）。使用貸借期間の満了前に市と協議した上で、あらためて貸付料や貸借期間等、契約内容を決

定します。なお、運営期間は事業開始から 30 年程度を想定しています。

(参考) 不動産鑑定による貸付料(令和 4 年度): 2,890,000 円/年

- ・借地(駐車場用地)は、現在市が賃貸借契約により借り受けており、選定事業者による施設設計、園庭、駐車場等の配置案が概ね決定し借地の要否が判明したのち、選定事業者に賃貸借契約を引き継ぐかを決定します。

(参考) 借地料: 年額 587,188 円(令和 5 年度)

- ・現在の敷地状況を踏まえた上で、自動車による送迎が円滑になるよう、園舎・園庭及び駐車場の配置や進入経路に配慮した提案をしてください。
- ・施設周辺で生じる可能性のある騒音対策のため、園舎や園庭、遊具の配置や防音壁を設置することなどの対策の必要性について検討し、対策を講じてください。

②建物等について

- ・(6)②に示す年次計画に合わせて、選定事業者自らがあずま・中央統合保育園運営に必要な建物等の設計及び建設を行います。
- ・園舎の各居室や園庭等は、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)、愛知県の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年条例第 68 号)を満たすものとします。
- ・太陽光発電、太陽熱温水器や壁面緑化の導入など、環境負荷の低減に配慮した提案をしてください。

③備品について

選定事業者が新たに用意するものとします。

④関係法令の遵守について

施設整備等に当たっては、児童福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法、道路法その他の法令及び市の条例、規則や宅地開発等に関する指導要綱等に基づく基準を満たすものとします。

3 応募資格及び要件

応募することができる者は、以下の資格及び要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人格を有すること。
- (2) 令和 5 年 4 月 1 日時点で、認可定員 100 人以上の認可保育所、認定こども園及び幼稚園の運営実績が 2 年以上あること。
- (3) 事業者が現に運営している施設について、所管庁の直近の監査や実地指導等において、文書指導を受けている場合は、その指導事項が改善されていること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当していないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に規定する再生手続開始又は

破産法に規定する破産手続開始の決定を受けていないこと。

- (7) 江南市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 17 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないものであること。
- (8) 「あずま・中央統合保育園の運営条件」【資料 3-1】に定める内容を遵守すること。
- (9) 市の保育行政及び子育て支援行政をよく理解し、市の施策に積極的に協力すること。
- (10) 事業計画及び資金計画が適切、確実であり、事業者が、あずま・中央統合保育園を建設し、及び施設整備に要する資金を負担することができること。
- (11) 保育所を運営していくために必要な経営基盤や社会的信望を有していること。
- (12) 「保育所の設置認可等について」(平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知等の定めるところにより認可される見込みがあること。

4 施設整備等に関する補助【資料 4】

(1) 施設整備・開設準備に関する補助金

- ・保育所部分の整備(実施設計、工事等)について、就学前教育・保育施設整備交付金(子ども家庭庁所管 補助率:国・市で4分の3)を財源とする補助金を予定
- ・合同保育に要する費用の補助金の創設を予定しています。

※制度改正等により、変更となることがあります。

※実施設計に係る経費を補助対象とする場合は、実施設計と同一年度に工事着手することのほか、補助金の交付については、国や市の付する条件を満たす必要があります。

※処分制限期間内に保育所としての用途を廃止したり、建物を解体したりしたときなどは、補助金の返還が必要となる場合があります。

(2) 運営に関する補助

施設型給付費のほか、以下の補助金の創設を予定しています。

- ・保育所等運営費補助金
- ・保育所等事業費補助金
- ・保育所等保育体制強化事業費補助金
- ・保育所等保育士宿舍借上支援事業費補助金

※制度改正等により、変更となる場合があります。

5 選定スケジュール

	内 容	日 程
①	公募開始	令和 5 年 6 月 9 日 (金)
②	質問受付	令和 5 年 6 月 9 日 (金) から 令和 5 年 6 月 30 日 (金) まで

③	質問回答	令和5年7月14日（金）
④	応募申込書・一次審査書類提出期限	令和5年8月10日（木）
⑤	参加資格確認結果通知	令和5年8月中旬
⑥	提案書（二次審査書類）・財務書類提出期限	令和5年9月11日（月）
⑦	一次審査【書類審査】	令和5年10月7日（土）
⑧	一次審査結果通知	令和5年10月中旬
⑨	実地確認	令和5年10月中旬から 令和5年11月中旬まで
⑩	二次審査 【プレゼンテーション及びヒアリング】	令和5年11月18日（土）
⑪	二次審査結果発表（通知・公表）	令和5年11月下旬

※建設予定地の見学は随時してください。

6 質問及び回答

(1) 質問書の提出（電子メールのみ受付）

- ①提出期限：令和5年6月30日（金）午後5時（必着）
- ②提出先：こども未来部こども政策課 担当：大脇
Eメールアドレス：kodomo@city.konan.lg.jp
- ③提出書類：質問書（様式第2）
- ④電子メールを送信した後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。
- ⑤電子メールを送信する際の表題は「あずま・中央統合保育園整備・運営事業者公募に関する質問（事業者名）」としてください。

(2) 質問に対する回答

- ①回答期日：令和5年7月14日（金）
- ②回答方法：市ホームページに掲載（質問した事業者名は公表しません。）
- ③全ての質問に対する回答を公表します。ただし、事業者選定の公平性に影響すると思われるものについては回答しません。また、公表した回答は、本要項と一体のものとして同等の効力を有するものとします。

7 提出書類等

(1) 提出書類

事業者選定への参加を希望する事業者は、下記のとおり書類を提出してください。

※提出書類は、市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 応募申込書等及び提案書等の提出

①提出期限

提出期限	提出書類	インデックス	部数
令和5年8月10日 (木) 午後5時まで	応募申込書(様式第1)	-	12部
	一次審査書類(調書1~3)	要	
	一次審査提出書類一覧表(チェックリスト1/3)	要	
	一次審査書類(調書1・2の添付資料)	-	
	一次審査提出書類一覧表(チェックリスト2/3)	要	
	一次審査書類(調書3の参考資料)		
	一次審査提出書類一覧表(チェックリスト3/3)	要	
	一次審査書類(法人概要)	-	1部
令和5年9月11日 (月) 午後5時まで	提案書(様式第3)	-	12部
	二次審査提出書類一覧表(チェックリスト)	要	
	二次審査書類(様式第3の添付資料)	-	
	二次審査書類(調書4)	要	
	財務書類	-	4部(正1 ・副3)

②作成方法

ア 応募申込書及び一次審査提出書類

- ・「応募申込書」、「調書1~3」及び「一次審査提出書類一覧表(チェックリスト)」は指定様式を用いるものとします。
- ・「一次審査提出書類一覧表(チェックリスト)」に記載する添付資料については、サイズの指定はありませんが、なるべくA4判又はA3判で作成してください。
- ・書類は「応募申込書」、「調書1」、「調書2」、「調書3」、「一次審査提出書類一覧表(チェックリスト)1/3」、「調書1添付資料」、「調書2添付資料」、「一次審査提出書類一覧表(チェックリスト)2/3」、「調書3参考資料」のそれぞれの上に白紙を1枚挟み、その白紙にインデックスを付け、A4判縦のファイルに左とじで綴ってください。また、ファイルの背表紙及び表紙に「江南市認可保育所整備・運営事業者(事業者名)」・「一次審査提出書類(調書)」と記載してください。
- ・「法人概要」は、「一次審査提出書類一覧表(チェックリスト)3/3」を先頭ページに添付し、その後ろに「一次審査提出書類一覧表(チェックリスト)3/3」に記載の添付資料をA4判縦のファイルに左とじで綴ってください。また、ファイルの背表紙及び表紙に「江南市認可保育所整備・運営事業者(事業者名)」・「一次審査提出書類(法人概要)」と記載してください。

イ 二次審査提出書類

- ・「提案書（様式第3）」、「二次審査提出書類一覧表（チェックリスト）」、「二次審査書類（様式第3添付資料）」、「二次審査書類（調書4）」は指定様式を用いるものとします。
- ・「二次審査提出書類一覧表（チェックリスト）」に記載する添付資料については、サイズの指定はありませんが、なるべくA4判又はA3判で作成してください。
- ・書類は「提案書（様式第3）」、「二次審査提出書類一覧表（チェックリスト）1/2」、「二次審査書類（様式第3添付資料）」、「二次審査書類（調書4）」のそれぞれの上に白紙を1枚挟み、その白紙にインデックスを付け、A4判縦のファイルに左とじで綴ってください。また、ファイルの背表紙及び表紙に「江南市認可保育所整備・運営事業者（事業者名）」・「二次審査提出書類（提案書）」と記載してください。
- ・「財務書類」は、「二次審査提出書類一覧表（チェックリスト）2/2」を先頭ページに添付し、その後ろに「二次審査提出書類一覧表（チェックリスト）2/2」に記載の添付資料をA4判縦のファイルに左とじで綴ってください。また、ファイルの背表紙及び表紙に「江南市認可保育所整備・運営事業者（事業者名）」・「二次審査提出書類（財務書類）」と記載してください。

③提出方法：持参、宅配便、郵送

宅配便、郵送（提出期限までに必着）により受領した場合は、応募申込書記載のEメールアドレス宛に受領確認のメールを送信します。

※提出期限までに書類が整っていない場合は、失格とします。

④提出先：〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地（江南市役所本庁舎 1 階） こども未来部こども政策課 担当：大脇

8 プレゼンテーション及びヒアリング

一次審査通過者に対し、企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

①実施日：令和5年11月18日（土）

②開催時間及び開催場所は、別途連絡します。

③説明者：説明者は事業者の代表者（理事長等又はこの職に準じる者）及び施設長（園長）候補者の2人とします。

④ヒアリングの時間、説明資料、留意事項は別途通知します。

⑤プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とします。

9 選定方法

(1) 参加資格の確認

ア 審査実施の前に、応募申込書とともに提出された書類により、事務局が参加資格の

有無を確認します。参加資格がない場合は失格とします。

イ 参加資格確認結果は、書面により通知します。

(2) 一次審査（書類審査）

参加資格があることが確認された事業者について、評価基準に基づき各調書等の書類審査を実施し、一定の点数（満点の5割以上）に達した事業者上位3者を一次審査通過者として選出します。審査終了後、一次審査を受けた全ての事業者に審査結果を書面で通知します。

一次審査評価項目

主な評価項目
運営主体の適格性
職員配置、処遇等
施設内容
通常保育以外の保育サービスの提供
給食の提供、食物アレルギーへの配慮
健康管理、衛生管理
事故防止、災害対策
虐待対策
保護者との連絡・連携等
引継・合同保育計画

(3) 実地確認

一次審査通過者の実際の保育実施状況を把握することを目的に、運営する保育所等1か所を選定し、事務局で実地確認させていただきます。実地確認の結果が、直接、評価に影響を及ぼすことはありません。

(4) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

市が設置する選定委員会の各委員が評価基準に基づき提案書等の内容を審査・採点し、提案の優劣を判定します。

二次審査評価項目

評価項目	主な評価の視点
運営主体の適格性	施設運営実績、体制等
職員の処遇	福利厚生、育成、ワークライフバランスその他人員確保の方策等

施設内容	建物・駐車場の内容・配置、周辺配慮等
保育理念・運営方針	
保育計画・指導計画	
保育内容	
通常保育以外の保育事業	延長保育、特別支援保育、一時保育その他
新たな取組	保育者ニーズ
給食	給食提供の考え方、食物アレルギーへの配慮等
健康管理、衛生管理	予防、健康診断、医療機関との連携、施設・設備等の衛生環境等
事故防止、災害対策	事故防止及び事故発生時の対応、災害訓練等
虐待対策	具体的対応の仕組み
保護者との連絡・連携	日常的なコミュニケーション、保護者会等の定期開催等
地域との連携	地域の保育施設、小学校、住民との交流等
苦情対応の体制	受付窓口、体制等
引継・合同保育	具体的な引継・合同保育計画
施設長候補者の考え方や能力	民営化への理解、リーダーシップ、経験等

①プレゼンテーション及び質疑応答を実施し審査を行います。

ア 事業者は、一次審査結果通知に記載された時間、場所に集合します。

イ 委託されたコンサルタント等の他事業者の出席は認めません。ただし、新園舎の設計を行う者の参加は認めます。

ウ 出席者は、説明者（代表者、施設長候補者）を含む5人以内とします。

エ プレゼンテーションは、下記の手順で行います。

i 事業者の代表者による提案書等をもとに行うプレゼンテーション（20分程度）

ii 事業者の施設長候補者によるプレゼンテーション（10分程度）

※主な説明は施設長候補者が行いますが、他の参加者が説明の補足を行うことは可とします。

iii i・iiに関する質疑応答（20分程度）

②パワーポイント等の使用について

・プレゼンテーションに際して、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトの使用は可としますが、パソコンは事業者が準備してください。

・プロジェクター、スクリーンは市で準備しますが、機材の不具合等不測の事態に備え

られるよう、代替機器の用意等、各自入念な準備をしてください。なお、市が準備する機器のトラブル等に際しての異議申立てには一切応じません。

③留意事項

- ・二次審査当日に選定委員が欠席した場合、欠席委員の採点は他の出席委員の採点の平均点とします。
- ・二次審査の質疑応答時に一次審査書類についても触れられる可能性があることに留意し、準備をしてください。

(5) 最終評価

二次審査における各委員の採点の合計を平均した二次審査評価点、財務分析の評価点の合計を最終評価点とし、最上位の事業者を優先交渉権者に選定し、次いで最終評価点の高いものから第2順位交渉権者、第3順位交渉権者まで決定します。同点の場合は、一次審査評価点の高い事業者を上位とします。

満点の6割に満たない場合や財務分析で問題があると診断された場合は、失格となります。

10 選定結果の通知、公表

優先交渉権者等の決定後、二次審査を受けた事業者の全てに対し結果を通知します。

また、最終の選定結果を市ホームページで公表します。公表は「11覚書」を締結した後に
行うこととし、事業者名の公表は次のとおりとします。

- ・優先交渉権者に決定した者が選定事業者となった場合は、優先交渉権者名のみを公表し、第2順位以降の事業者名は記号で公表します。
- ・優先交渉権者の辞退等により、選定事業者が第2・第3順位交渉権者となった場合は、優先交渉権者名に加え、第2・第3順位交渉権者の事業者名も公表します。
- ・優先交渉権者としての通知を受けた後に辞退した場合は、市に生じた損害の賠償を求めることがあります。

11 覚書

選定事業者とあずま・中央統合保育園の整備及び事業開始後の運営内容等について、市と覚書を締結します。【資料5、資料6】

12 引継・合同保育

円滑な移行に向けて、あずま保育園・中央保育園において引継・合同保育を実施します。実施にあたっての計画は、市と協議の上で作成します。

13 保護者・地域住民等説明会

選定事業者は、市の要請に応じて、選定事業者決定時、施設の工事着手前など、あずま保育園・中央保育園の保護者及び地域住民等に対する説明会を随時実施するものとし、事業開始後の保育内容等についての保護者及び地域住民等の意見や要望を聴いた上で、市との協議を経て、整備・運営に可能な限り反映するものとしします。

14 その他の留意点

(1) 条件等の承諾

事業者が「応募申込書」を提出したことで、本要項に記載する内容等の諸条件を全て承諾したものとみなします。

(2) 費用負担

企画提案に要する費用は、全て事業者の負担とします。また、選定後の事業計画の中止・延長、選定されなかったことによる費用も同様とします。

(3) 応募の辞退

応募を辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を提出してください。

(4) 計画変更の原則禁止

選定事業者決定後の計画の変更は、原則として認めません。ただし、サービスの向上につながるもの、天災によるもの、その他選定事業者の責によらない不可抗力によるもの、施設の実施計画に伴う変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもの限り、市と協議した上で認める場合があります。

(5) 追加書類の提出

選考に必要な場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

(6) 個人情報の保護

提出書類に児童名等の個人情報が含まれる場合は、マスキングのうえ提出してください。

(7) 他の応募事業者に関する問い合わせ

提案書の提出、参加資格確認、一次審査及び二次審査の結果等、他の事業者の名称、事業者数等に関する問い合わせには回答しません。

(8) 選考の取りやめ等

公正に選考を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、市は応募事業者の参加を不可とする場合があります。また、談合行為が否定できない等適正な選考が執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合は、市は選考を延期し、又は取りやめることがあります。

(9) 決定の取消し

選定事業者が、提出書類に記載された内容に虚偽記載若しくは重大な違背行為があると認められるとき又はその他の事情により適切な保育事業の実施が困難と認められるときは、

選考による決定を取り消すことがあります。また、この場合、選定事業者が既に要した費用の弁済を市に求めることはできません。

(10) 提出書類の帰属

提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、提出書類の内容について公表が必要と認められる場合は、市は、最低限の情報（個人情報を除く。）を使用することができるものとします。提出書類は返却しません。

(11) 異議申立て

選定委員会による審査、選定及び市による選定事業者の決定についての異議申立ては受け付けません。

(12) 事業開始までの協議

市と選定事業者は、保育に関する制度・基準等の変更、本要項その他の文書において定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度、双方が誠意をもって協議し、問題解決に努めるものとします。

15 事務局

〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地（江南市役所本庁舎 1 階）

こども未来部こども政策課 担当：大脇

電話：0587-54-1111（内線 143）

E-MAIL：kodomocity.konan.lg.jp

江南市認可保育所（（仮称）あずま・中央統合保育園）整備・運営 事業者募集に係る公募要項 別添資料

資料 1-1 あずま・中央統合保育園整備予定地位置図

資料 1-2 あずま・中央統合保育園整備予定地概要

資料 2 設置基準について

資料 3-1 あずま・中央統合保育園の運営条件

資料 3-2 あずま保育園・中央保育園利用実績

資料 4 整備費・運営費等モデルケース

資料 5 あずま・中央統合保育園の整備等に関する覚書

資料 6 あずま・中央統合保育園の運営に関する覚書

資料 7 あずま保育園・中央保育園平面図

あずま・中央統合保育園整備予定地位置図



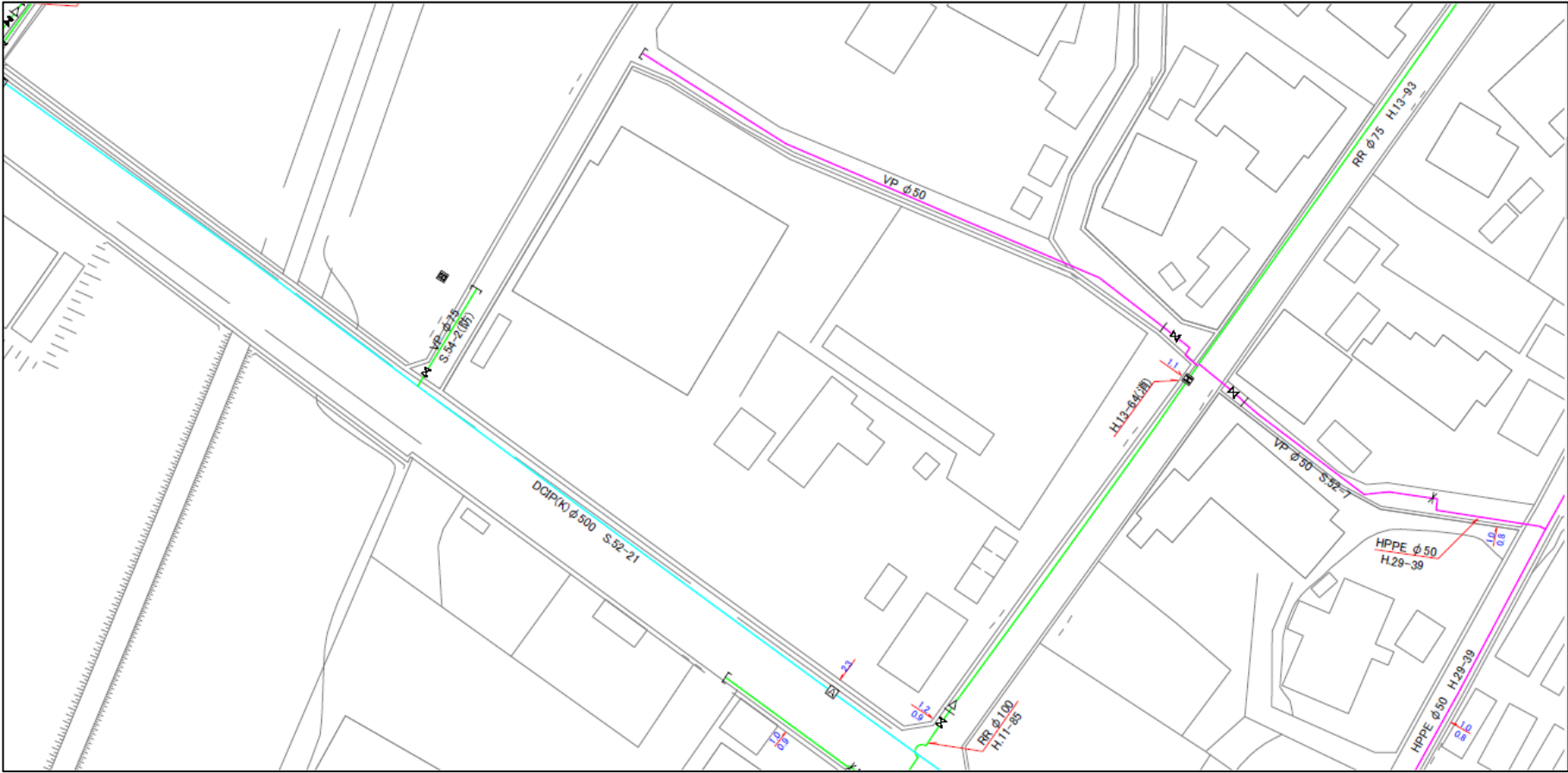
あずま・中央統合保育園整備予定地概要



整備予定地概要

所在地	江南市石枕町神明 82 の一部 外
地積	所有地：約 4,000 m ² 借地： 626.0 m ²
地目	宅地
区域区分	市街化調整区域
高度地区	なし
防火地区等	なし
建ぺい率	60%
容積率	200%
電気	中部電力
ガス	都市ガスあり
上水道	あり
下水道	なし
道路	東 5.3~5.4m、西 4.0m 南 9.0m、北 3.0m~3.6m

江南市上水道管理図



設備基準について

保育所の設備基準は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と一部国基準より上回る愛知県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づくものとしています。

設備基準

	基 準	愛知県基準
乳児室	2歳未満児 1人あたり 1.65 m ²	2歳未満児 1人あたり 3.30 m ²
ほふく室	2歳未満児 1人あたり 3.30 m ²	
保育室	保育室又は遊戯室	保育室又は遊戯室
遊戯室	2歳以上児 1人あたり 1.98 m ²	2歳以上児 1人あたり 1.98 m ²
屋外遊戯場	2歳以上児 1人あたり 3.30 m ²	2歳以上児 1人あたり 3.30 m ²
医務室	設置	設置
調理室	設置	設置
トイレ	設置	設置
保育用具	設置	設置

※有効面積が基準面積を満たすこと。

※遊戯室は保育室と別に設置すること。

「設備基準」のほか、設置が望まれる設備等

調乳室、沐浴室、職員室、職員休憩室、職員用トイレ、更衣室、相談室、駐車場、駐輪場、一時保育室

あずま・中央統合保育園の運営条件

あずま・中央統合保育園の運営にあたり、原則として、あずま保育園と中央保育園の保育を引き継ぐものとし、利用者の利便性向上に資すると考えられるものを除くほか、以下の条件を求めます。

1 保育内容

保育内容については、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を基本とすること。

2 開園時間

曜日	保育必要時間	通常保育時間	延長保育時間
月曜～	保育標準時間	午前8時00分～午後7時00分	午前7時30分～午前8時00分
土曜	保育短時間	午前8時00分～午後4時00分	午前7時30分～午前8時00分 午後4時00分～午後7時00分

3 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

4 給食

(1) 給食は、自園調理方式とすること（調理業務を委託実施することは可能）。

「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付衛食第85号別添厚生省生活衛生局長通知）」を参考に調理を行うこと。

(2) アレルギー体質の園児に配慮した給食を実施すること。

(3) 食育に積極的に取り組むこと。

5 通常保育以外の保育事業

事業名	内 容
延長保育	保護者の就労等により、通常の保育時間を超えて保育を必要とする場合に、午後7時まで（月曜～土曜）保育を行う。
特別支援保育	心身に障害のある児童を、保護者の就労等により保育が必要な場合に、保育を行う。 また、定員に空きのある場合に限り、保護者が就労していなくても、特別利用保育として障害のある児童（3歳以上児のみ）に保育を行う。
一時保育	①緊急保育サービス 保護者の疾病、出産、冠婚葬祭等により、家庭で保育ができないとき。月14日までの利用とする。 ②非定型的保育サービス 保護者の就労形態（労働・職業訓練・就学等）により、家庭で保育ができないとき。月14日までの利用とする。 ③私的理由による保育サービス ボランティア活動やサークル活動等への参加のほか、上記以外の理由で保護者の方の育児に伴う負担を解消するため、月2日までの利用とする。

6 定員（入所児童数）

統合・民営化対象施設の児童数（令和7年度末）を受入可能な定員とします。なお、令和4年度末の入所児童数合計は214人となっています。

・令和4年度実績

単位：人

	定員	児童数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	時点
あずま 保育園	126	99	0	10	17	23	20	29	年度当初
		105	0	12	18	24	19	32	年度末
中 央 保育園	130	107	2	16	18	24	26	21	年度当初
		109	3	18	18	24	25	21	年度末
計	256	206	2	26	35	47	46	50	年度当初
		214	3	30	36	48	44	53	年度末

ただし、現状においては、過去の児童数の推移を考慮すると0歳児の入所が少なくなっていること、3歳児と4歳児の児童数が逆転しており、今後変動が生じる可能性があることから、あずま・中央統合保育園の事業開始時（令和8年度4月）の入所児童数は、以下のとおり推計します。以上を踏まえた定員設定としてください。

・令和7年度推計

単位：人

	児童数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
令和4年度末	214	3	30	36	48	44	53
令和7年度推計	240	6	30	36	50	58	60

7 苦情処理

保護者からの苦情を解決する仕組みとして、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員会を設置すること。

8 第三者評価

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、事業開始後3年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。

9 地域との連携

地域との関わりを大切にし、近隣住民や地元自治会、関係団体等との連携に努めること。

10 官民の保育所の協議の場の設置

新施設の事業開始後、選定事業者及び市で構成する協議会を定期的を開催し、連絡・連携を密にし、保育内容等について話し合い、研修や交流等を通じて情報交換し、学び合う機会を設けることで、地区・市全体の保育サービスの質の向上を図るものとします。

11 運営委員会の設置

選定事業者が社会福祉法人又は学校法人以外の法人である場合は、社会福祉事業について知識、経験を有する者、保護者の代表者及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置すること。

12 保護者の費用負担

- (1) 延長保育料については、「江南市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）」の規定による額を標準として定めること。

（参考）

保育標準時間（円/月）

利用区分	保育料
午前7時30分から午前8時	500円

保育短時間（円/月）

利用区分	保育料
午前7時30分から午前8時	500円
午後4時から午後5時	1,000円
午後4時から午後6時	2,000円
午前4時から午後7時	3,000円

- (2) 3歳以上児の給食費は、以下の額を標準として定めること。

5,450円/月（主食費950円、副食費4,500円）

- (3) 新たに保護者に費用を求める場合は、事前に市に報告の上、保護者への説明を行い、理解を求めること。

13 職員配置について

保育士1人に対する園児数（職員配置基準）及び(1)～(4)の条件を満たすこと。

- (1) 施設長（園長）

以下のいずれかの要件を満たすこと。

ア 認可保育所、認定こども園及び幼稚園での施設長経験があること。

イ 認可保育所、認定こども園及び幼稚園における、保育士、幼稚園教諭としての勤務経験が10年以上であること。

- (2) 主任保育士

保育士資格を有し、認可保育所又は認定こども園において、3歳未満児の担任経験を含み、十分な勤務経験を有すること。

- (3) 保育士

保育士資格を有すること。認可保育所又は認定こども園での十分な勤務経験がある者の確保に努めること。

(4) その他

ア 経験年数や年齢等の職員構成のバランスに考慮すること。

イ 勤務シフトや休暇制度、その他福利厚生など、職員の事務負担の軽減や勤務しやすい環境づくりに努めること。

職員配置基準（令和5年度現在）

	基準
施設長	必置（1人）
主任保育士	—
保育士	0歳児 3人
※保育士1人あたりに 対する児童数	1・2歳児 6人
	3歳児 20人
	4歳児以上 30人
嘱託医	必置
看護師	—
栄養士	—
調理員等	配置（3人）

あずま保育園・中央保育園利用実績（令和4年度）

資料3-2

あずま保育園児童数

各月初め

年齢	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5歳児	標準	8	8	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10
	短時間	21	22	23	23	23	23	23	22	22	22	22	22
4歳児	標準	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	11
	短時間	10	10	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
3歳児	標準	10	11	12	13	13	12	11	11	11	11	11	11
	短時間	13	12	11	10	10	12	13	12	12	12	11	11
2歳児	標準	14	14	14	14	13	13	12	12	12	12	12	12
	短時間	3	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6
1歳児	標準	9	11	11	11	11	10	9	9	9	9	9	9
	短時間	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3
0歳児	標準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	短時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	標準	51	54	56	57	56	54	51	52	52	52	53	53
	短時間	48	49	47	46	47	49	52	50	51	51	50	50
	合計	99	103	103	103	103	103	103	102	103	103	103	103

中央保育園児童数

年齢	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5歳児	標準	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	短時間	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
4歳児	標準	13	14	14	14	14	14	14	14	14	15	15	16
	短時間	13	11	11	11	11	11	11	11	10	9	9	8
3歳児	標準	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	短時間	14	14	14	14	14	14	14	14	13	13	13	14
2歳児	標準	12	12	13	13	13	13	13	14	14	14	14	14
	短時間	6	6	5	5	5	5	4	4	3	3	4	4
1歳児	標準	11	11	11	11	12	12	12	11	10	11	11	11
	短時間	5	7	7	7	6	6	6	6	6	7	7	7
0歳児	標準	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	短時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	標準	58	61	62	62	63	63	63	63	62	64	64	65
	短時間	49	48	47	47	46	46	45	45	42	42	43	43
	合計	107	109	109	109	109	109	108	108	104	106	107	108

(参考) 児童数の推移

	H30		R1		R2		R3		R4		R5	
	あずま	中央	あずま	中央	あずま	中央	あずま	中央	あずま	中央	あずま	中央
0歳児	0	6	0	6	0	4	0	2	0	2	0	3
1歳児	8	13	13	15	13	16	10	18	10	16	12	14
2歳児	15	22	13	20	17	16	18	17	17	18	18	18
3歳児	28	20	30	24	27	21	23	24	23	24	24	24
4歳児	25	17	30	22	28	20	30	22	20	26	29	23
5歳児	34	33	26	16	31	24	28	20	29	21	21	23
合計	110	111	112	103	116	101	109	103	99	107	104	105

延長保育利用児童数

	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
		あずま	標準	23	26	22	22	22	26	24	23	24	24	25
保育園	短時間	7	7	6	6	9	8	6	6	7	9	9	8	7.33
中央	標準	19	21	21	23	21	22	23	24	24	26	26	26	23.00
保育園	短時間	12	11	11	12	12	10	10	10	9	9	10	10	10.50
合計	標準	42	47	43	45	43	48	47	47	48	50	51	50	46.75
	短時間	19	18	17	18	21	18	16	16	16	19	19	18	17.83

特別支援（障害児）保育児童数

	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
		あずま 保育園	3歳児	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
4歳児	4		4	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	3.67
5歳児	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8.00
中央 保育園	3歳児	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4.00
	4歳児	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4.00
	5歳児	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4.00

一時保育利用児童数（平日）

	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
		中央 保育園	0歳児	2	7	5	13	12	22	35	32	37	35	35	35
1歳児	8		16	47	29	15	30	25	45	33	31	33	39	351	29.25
2歳児	59		48	68	52	23	31	36	28	23	24	29	20	441	36.75
3歳児	12		0	0	0	1	0	0	2	6	2	0	3	26	2.17
4歳児	1		0	0	0	5	8	0	0	0	0	0	0	14	1.17
5歳児	13		0	0	0	11	0	0	0	6	0	0	13	43	3.58
合計		95	71	120	94	67	91	96	107	105	92	97	110	1,145	

整備費・運営費等モデルケース

1 施設整備・開設準備費補助について

<前提条件>

- ・整備費補助基準額は令和5年度就学前教育・保育施設整備費交付金交付要綱による積算です。
- ・補助金は上限金額です。実支出額により補助金額は変動します。
- ・国の制度改正等により変更になる場合があります。

(1) 整備費補助

(負担割合：国・市4分の3・事業者4分の1)

・定員214人の場合 (R5.3月末児童数) 単位：円

	種 目	金 額	
補助基準額	本体工事費	188,900,000	
	設計料加算	9,445,000	
	開設準備費加算	0	
補助金額	国負担額	198,345,000	1/2相当
	市負担額	99,172,500	
	合 計	297,517,500	

・定員240人の場合 単位：円

	種 目	金 額	
補助基準額	本体工事費	209,300,000	
	設計料加算	10,465,000	
	開設準備費加算	0	
補助金額	国負担額	219,765,000	1/2相当
	市負担額	109,882,500	
	合 計	329,647,500	

・定員257人の場合 (R5.3月末定員数+1人) 単位：円

	種 目	金額 (円)	
補助基準額	本体工事費	341,400,000	
	設計料加算	17,070,000	
	開設準備費加算	12,000	
補助金額	国負担額	358,482,000	2/3相当
	市負担額	44,810,250	
	合 計	403,292,250	

(2) 合同保育事業費補助

①保育士合同保育 (実施期間6カ月間：令和7年10月1日～令和8年3月31日)

$$1,130 \text{ 円} \times 7.75 \text{ 時間} \times 119 \text{ 日} \times 4 \text{ 人} = 4,168,570 \text{ 円}$$

※時間単価は、江南市会計年度任用職員報酬単価の保育職（クラス担任以外）を採用

日数は、実施期間中の土・日・祝日を除く日数

人数は、施設長候補者を含むクラス担当保育士を想定

②調理員合同調理 (実施期間2カ月間：令和8年2月1日～3月31日)

$$1,040 \text{ 円} \times 7.75 \text{ 時間} \times 39 \text{ 日} \times 1 \text{ 人} = 314,340 \text{ 円}$$

※時間単価は、江南市会計年度任用職員報酬単価の給食調理員を採用

日数は、実施期間中の土・日・祝日を除く日数

③通勤手当相当分

$$\text{保育士} \quad 2,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 月} \times 4 \text{ 人} = 48,000 \text{ 円}$$

$$\text{調理員} \quad 2,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 月} \times 1 \text{ 人} = 4,000 \text{ 円}$$

2 公定価格について

- ・ 公定価格は令和5年度公定価格による積算です。
- ・ 児童数や年齢区分、加算状況により金額は変動します。
- ・ 処遇改善加算率： 10% 、地域区分： 6/100

・ 定員214人の場合 (R5. 3月末児童数)

単位：円

	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間	
①基本分単価	163,900	93,290	35,600	28,540	
②処遇改善等加算Ⅰ	1,520	810	330	260	
③処遇改善等加算率	10%				
④特定加算部分 ※	2,059	2,059	2,059	2,059	
⑤単価計 (①+②×③+④)	181,159	103,449	40,959	33,199	
⑥児童数	3人	66人	48人	97人	214人
⑦月当たり運営費 (⑤×⑥)	543,477	6,827,634	1,966,032	3,220,303	12,557,446
⑧第三者評価受審加算	700				-
⑨ (⑥×⑧)	2,100	46,200	33,600	67,900	149,800
⑩ (⑦×12月+⑨)	6,523,824	81,977,808	23,625,984	38,711,536	150,839,152
⑩処遇改善等加算Ⅱ-①					293,400
⑪処遇改善等加算Ⅱ-②					18,330
⑫ (⑩+⑪) × 12月					3,740,760
合計 (⑩+⑫)					154,579,912

※ 特定加算部分：冷暖房費加算、栄養管理加算、主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算

・ 定員240人の場合

単位：円

	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間	
①基本分単価	163,900	93,290	35,600	28,540	
②処遇改善等加算Ⅰ	1,520	810	330	260	
③処遇改善等加算率	10%				
④特定加算部分 ※	1,848	1,848	1,848	1,848	
⑤単価計 (①+②×③+④)	180,948	103,238	40,748	32,988	
⑥児童数	6人	66人	50人	118人	240人
⑦月当たり運営費 (⑤×⑥)	1,085,688	6,813,708	2,037,400	3,892,584	13,829,380
⑧第三者評価受審加算	625				-
⑨ (⑥×⑧)	3,750	41,250	31,250	73,750	150,000
⑩ (⑦×12月+⑨)	13,032,006	81,805,746	24,480,050	46,784,758	166,102,560
⑩処遇改善等加算Ⅱ-①					293,400
⑪処遇改善等加算Ⅱ-②					18,330
⑫ (⑩+⑪) × 12月					3,740,760
合計 (⑩+⑫)					169,843,320

※ 特定加算部分：冷暖房費加算、栄養管理加算、主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算

3 施設運営費補助について

<前提条件>

- ・運営費補助は令和5年度公定価格による積算です。
- ・運営費補助以外の補助は、令和4年度の各要綱による積算です。
- ・児童数や年齢区分、加算状況により金額は変動します。
- ・処遇改善加算率： 10% 、地域区分： 6/100
- ・国の制度改正等により変更になる場合があります。

(1) 運営費補助

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「基準」という。）に定める次に掲げるものの額の2分の1以内の額

- ア 冷暖房費加算（基準第1条第36号）
- イ 施設機能強化推進費加算（基準第1条第40号）
- ウ 栄養管理加算（基準第1条第42号）
- エ 高齢者等活躍促進加算（基準第1条第55号）

単位：円

	定員214人	定員240人
①特定加算部分（ア+ウ）	505	462
②児童数	214人	240人
③月当たり運営費（①×②）	108,070	110,880
④3月分のみ（イ+エ）	4,298	3,832
⑤（④×②）	919,772	919,680
⑥（③×12月+⑤）	2,216,612	2,250,240
⑦年間補助金額（⑦×1/2）	1,108,000	1,125,000

(2) 事業費補助

ア 延長保育事業…子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成29年4月18日府子本第281号内閣総理大臣通知）第4条の規定により算出された額（限度額）

一般型

単位：円

延長時間区分	短時間	備考
1時間	18,800	児童1人当たり年額
2時間	37,600	
3時間	56,400	

単位：円

延長時間区分	標準時間	備考
30分	300,000	1事業当たり年額
1時間	1,667,000	
2～3時間	2,640,000	
4～5時間	5,510,000	
6時間以上	6,485,000	

イ 延長保育事業（減免分）…江南市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の規定の例により延長保育料を減免した場合における当該減免した額

ウ 一時預かり事業…子ども・子育て支援交付金交付要綱第4条の規定により算出された額（限度額）

・一般型 基本分

年間延利用児童数	基準額	備考
900人以上1500人未満	3,240,000円	1か所当たり年額

・特別利用保育等対象児童

平日分	長期(8時間未満)	長期(8時間以上)	休日分	備考
400円	400円	800円	800円	児童1人当たり日額

※長時間加算

2時間未満	100円
2時間以上3時間未満	200円
3時間以上	300円

エ 1歳児保育実施事業…愛知県1歳児保育実施費補助金交付要綱第2の規定により算出された補助基本額（限度額）

- ・施設型給付費基準等による必要数を超過して加配した1歳児保育に従事する保育士等の雇用に要する経費として、各月初日現在の対象児童（1歳児）数に次の3歳未満児入所率区分毎の月額単価を乗じた額の合計

30%以上40%未満	6,000円
40%以上	11,000円

オ 低年齢児途中入所円滑化事業…愛知県低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付要綱第3条の規定により算出された補助基本額（限度額）

- ・低年齢児（乳児及び1・2歳児）の保育所等への途中入所に対応するために、あらかじめ保育士等を配置する事業を実施する対象保育所における低年齢児途中入所担当保育士等の各月の受入可能児童数に以下の月額単価を乗じて得た額

1・2歳児1人当たり	26,000円
乳児1人当たり	52,000円

ただし、担当保育士等1人あたり年460,000円を上限とする。

(3) 保育体制強化事業費補助

- ・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知）別表間接補助事業の部保育体制強化事業の項第3欄に定める基準額（限度額）

3 基準額

1 保育支援者の配置	100,000円	月額
2 児童の園外活動の見守り等	① 45,000円	園外活動時の見守り等に取り組む場合の加算
	② 45,000円	安全管理に知見を有する者に謝金を支払う場合又は委託する場合

※①、②は1か所につき一方のみ

(4) 保育士宿舍借上支援事業費補助

- ・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表間接補助事業の部保育士宿舍借り上げ支援事業の項第3欄に定める基準額（1人当たり月額51,000円）に4分の3を乗じて得た額（限度額）

あずま・中央統合保育園の整備等に関する覚書

江南市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「江南市認可保育所（（仮称）あずま・中央統合保育園）整備・運営事業者募集に係る公募要項」（以下「公募要項」という。）に基づくあずま・中央統合保育園の整備等について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（目的）

第 1 条 この覚書は、あずま・中央統合保育園の整備等に関する事項を定め、円滑な移行を図ることを目的とする。

（遵守事項）

第 2 条 乙は、あずま・中央統合保育園の整備等にあたっては、公募要項、「あずま・中央統合保育園の運営条件」（資料 3－1）及び乙が甲に提出した提案資料に記載する事項並びに保護者・地域住民等説明会における意見・要望等のうち、甲との協議を経て決定した事項を遵守するものとする。

（有効期間）

第 3 条 この覚書の効力は、本覚書締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（整備履行期限及び開所日）

第 4 条 乙は、本覚書の締結後、令和 8 年 4 月 1 日の運営開始に向けた準備期間を十分に設けるため、令和 8 年 1 月末日までに園舎を完成させるものとする。

（引継及び合同保育）

第 5 条 江南市立あずま保育園及び中央保育園の民営化に際し、甲から乙への円滑な引継ぎのため、甲の責任の下に、あずま保育園及び中央保育園の職員並びに乙が派遣する職員と合同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項の確認のため、引継及び合同保育を行うものとする。

（工事等の進捗状況の報告）

第 6 条 乙は、甲に対して、工事等の進捗状況を原則として毎月 10 日までに報告しなければならない。

2 甲は、必要に応じ工事等の進捗状況の報告を乙に求めることができる。

その場合、乙は、速やかに甲に報告しなければならない。

(工事契約等の手続き)

第7条 乙は、あずま・中央統合保育園の工事に係る契約は、一般競争入札の方法によることのほか、市の契約手続に準ずるところにより、適正に執行するよう努めなければならない。

(説明責任等)

第8条 乙は、近隣住民等への事前説明、調整、紛争等の解決については、乙の責任において誠意をもって対応するものとする。

(信義誠実の原則)

第9条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(その他)

第11条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
代表者 江南市長 印

乙
印

あずま・中央統合保育園の運営に関する覚書

江南市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「江南市認可保育所（（仮称）あずま・中央統合保育園）整備・運営事業者募集に係る公募要項」（以下「公募要項」という。）に基づき民営化するあずま・中央統合保育園の運営について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（趣旨）

第1条 この覚書は、保育の内容及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（遵守事項）

第2条 乙は、あずま・中央統合保育園の運営にあたっては、公募要項、「あずま・中央統合保育園の運営条件」（資料3-1）及び乙が甲に提出した提案資料に記載する事項並びに保護者・地域住民等説明会における意見・要望等のうち、甲との協議を経て決定した事項を遵守するものとする。

（効力の発生）

第3条 この覚書の効力は、令和8年4月1日から生じるものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

（損害賠償）

第5条 乙は、この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（その他）

第6条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 江南市赤童子町大堀 9 0 番地

江南市

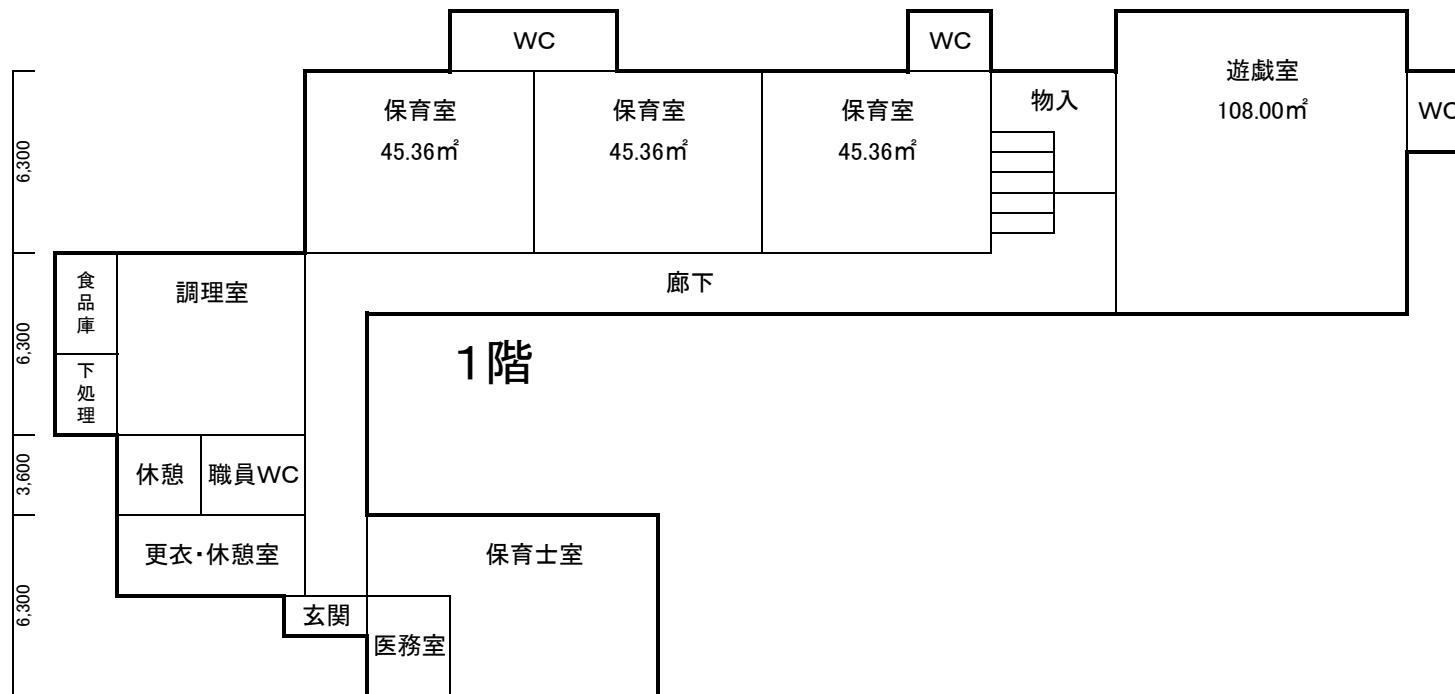
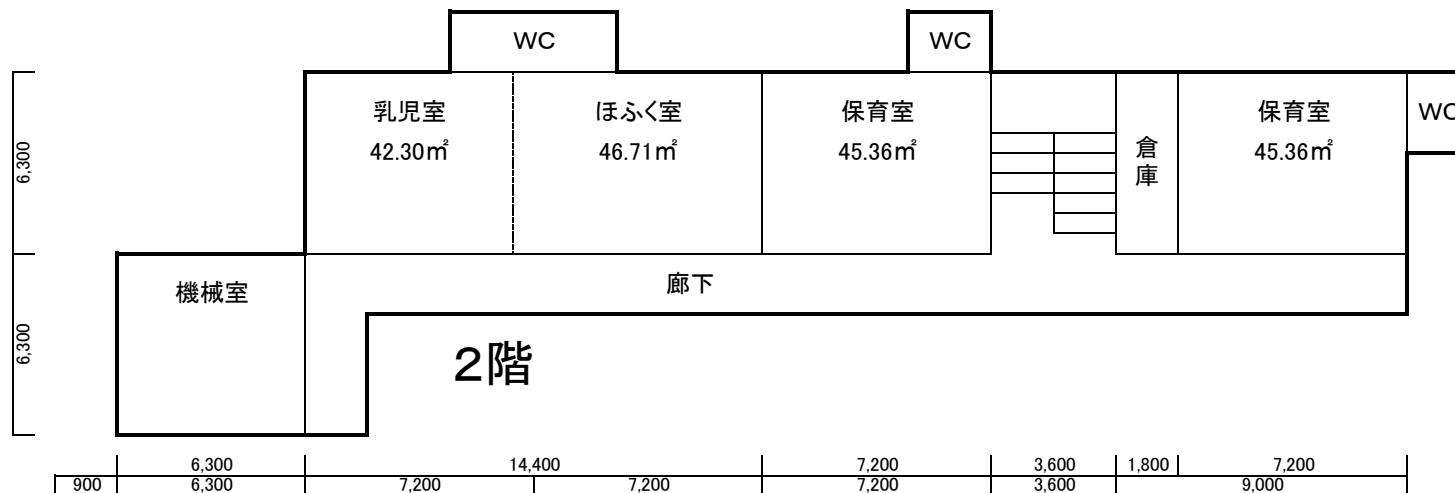
代表者 江南市長

印

乙

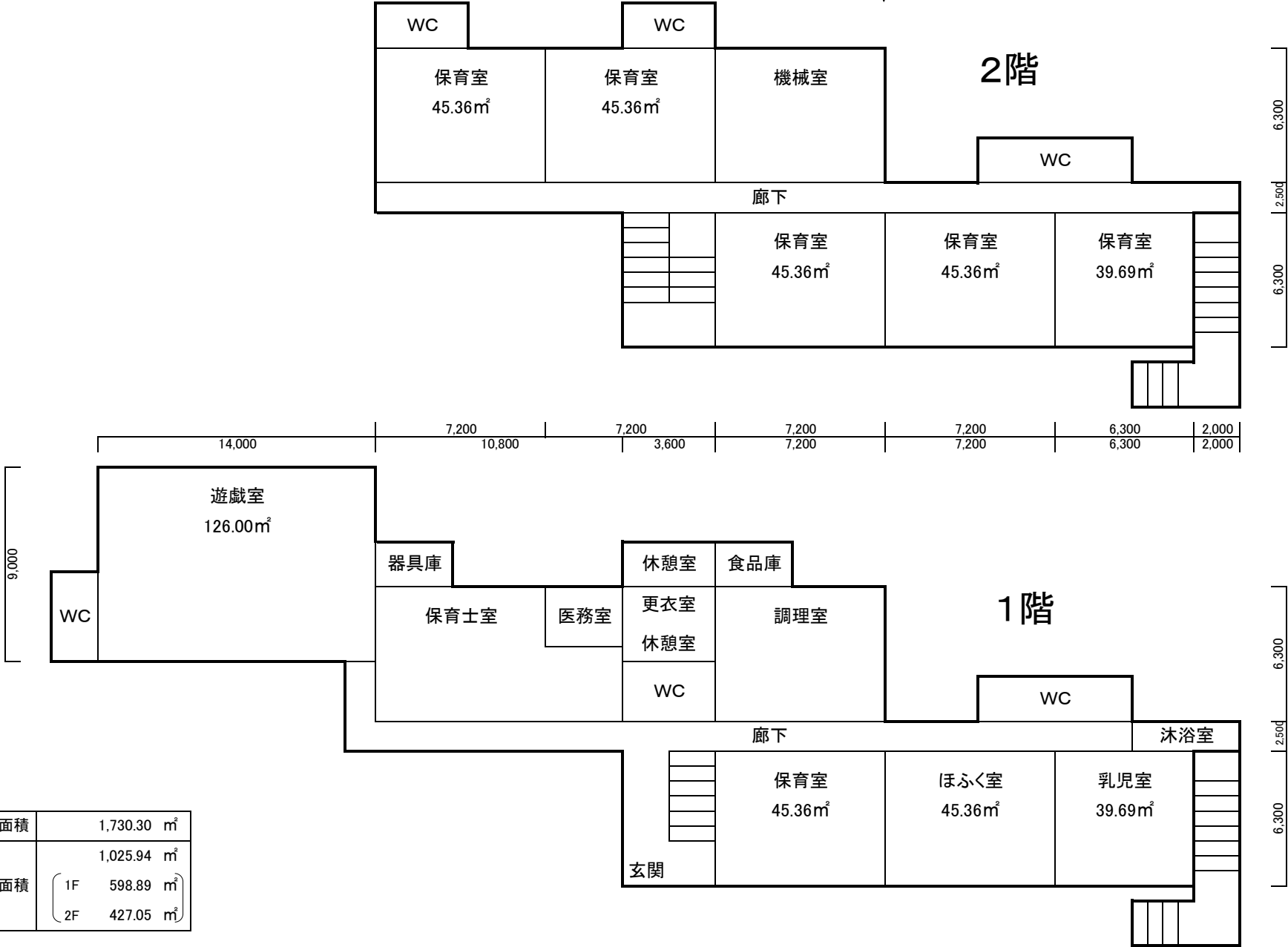
印

園名	あずま保育園	所在地	江南市宮後町出屋敷46番地	構造	鉄筋コンクリート造2階建	設立	昭和53年4月	建築	昭和53年3月
----	--------	-----	---------------	----	--------------	----	---------	----	---------



敷地面積	2,431.79 m ²
延床面積	943.70 m ²
	(1F 549.20 m ²)
	(2F 394.50 m ²)

園名 中央保育園 所在地 江南市赤童子町南山33番地 構造 鉄筋コンクリート造2階建 設立 昭和38年4月 建築 昭和52年3月



敷地面積	1,730.30 m ²
延床面積	1,025.94 m ²
	(1F 598.89 m ²)
	(2F 427.05 m ²)